

# 平成26年第4回上里町議会定例会会議録第3号

平成26年6月6日(金曜日)

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第32号)上里町税条例等の一部を改正する条例について  
日程第 8 (町長提出議案第33号)平成26年度上里町一般会計補正予算(第2号)  
について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 山下武彦君	総務課長 飯島雅利君
総合政策課長 片岡浩一君	税務課長 中島勇君
子育て共生課長 坂本正喜君	まち整備環境課長 強矢賢君
産業振興課長 南雲定夫君	学校教育課長 谷木章二君
生涯学習課長 桑原正明君	郷土資料館長 桑原正明君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

## 開 議

午前10時40分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第32号 上里町税条例等の一部を改正する条例について

議長（植原育雄君） 日程第7、町長提出議案第32号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第32号 上里町税条例等の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第32号 上里町税条例等の一部を改正する条例の内容説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成26年3月31日付で交付されました地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）のうち平成26年4月1日施行のため、平成26年3月31日において専決処分をさせていただき、さきの5月2日臨時議会におきまして御承認いただきました条例以外のものにつきまして、上里町税条例等の一部を改正したいので本案を提出するものでございます。

このたびの改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成26年3月31日付で地方税法の一部を改正する法律の公布施行に伴う、上里町税条例等の一部を改正する内容でございます。

主な改正内容といたしましては、地方法人課税の偏在是正のための措置として、法人町民税における法人税割の税率改正と軽自動車税における税率等の見直しの2つが大きな柱となっており、それ以外の内容につきましては、地方税法が改正されることによる条ずれ等に伴う条文の整備が主な内容となっております。

それでは、改正条文の詳細について御説明を申し上げます。

初めに、第1条における上里町税条例の一部を改正する内容でございます。

第23条は、町民税の納税義務者等を規定したものであり、第2項は、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備でございます。

第33条は、所得割の課税標準を規定したものであり、第5項は、地方税法の一部改正に伴う号ずれの措置等、規定の整備を行うものでございます。

第34条の4は、法人町民税の法人税割の税率を規定したもので、法人町民税における地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため法人税割の一部を地方交付税に原資化する目的で、地方税法の一部改正に合わせて改正するものでございます。

具体的には、法人税割の制限税率及び標準税率12.3%から9.7%が引き下げられることに伴い、引き下げ分に相当する金額を国税である地方法人税が創設され、税込金額を交付税特会に直接繰り入れることになるため、これに伴う所要の規定の整備でございます。

第48条は、法人の町民税の申告納付を規定したものであり、第2項は、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定の整備であり、地方税法が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を規定したものであり、第1項は、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備でございます。

第57条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受ける場合の固定資産の所有者がすべき申告を規定したものの。

第59条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告を規定したものであり、いずれも地方税法が一部改正されたことにより改正するものであり、条ずれを解消する措置をとるものでございます。

第82条は、軽自動車税の税率を規定したもので、地方税法の一部改正に合わせて改正するものであり、軽自動車税の税率の引き上げを行う内容でございます。平成27年度以降に新たに取得される四輪車の税率を自家用乗用車にあつては1.5倍に、その他の区分の車両にあつては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約1.25倍に、それぞれ引き上げる内容のものでございます。

附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を規定したものであり、租税特別措置法の改正に伴い、条ずれ等所要の措置を講ずるものでございます。

附則第7条の4は、寄付金税額控除における特例控除額の特例を規定したものであり、地方税法の一部改正に伴う規定の整備をするもので、条ずれの措置をとるものでございます。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を規定したもので、地方税法新設の規定に合わせて新設されるものでございます。県税である自動車税、普通車でございます、県税である自動車税では既に導入されており、このたびの改正で内容が維持、強化されるものでございます。軽自動車においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査より13年を経過した四輪車等については、新しい軽自動車税額に加え、税額のおおむね20%の重課を行うこととする規定でございます。

附則第19条は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を規定したも

ので、第1項は、地方税法の一部改正に合わせて規定の整備を行い、明確化を図るものでございます。

附則第19条の2は、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を規定したもので、第2項は、前条と同じく規定の整備を行い、明確化を図るものでございます。

附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算特例を規定したもので、第2項は、地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備でございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を規定したものの。

附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例を規定したものの。

附則第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例を規定したものでございますが、附則第22条から附則第23条までの東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととするため、規定を削除するものでございます。

附則第24条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を規定したものであり、規定を繰り上げ、新たに附則第22条とするものでございます。

附則第25条は、個人の町民税の税率の特例等を規定したもので、前条と同じく規定を繰り上げ、新たに附則第23条とするものでございます。

次に、第2条における上里町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の内容でございますが、附則第2条は、経過措置の内容であり、平成25年9月定例議会において議決いただきました上里町税条例の一部改正の内容でございます。この条例の施行期日は平成28年1月1日でありましたが、このたびの地方税法の一部改正に伴う税条例の改正において、関係条文中に条ずれ等の一部変更を生じたため、再度整備を行うものでございます。

次に、改正条例の附則について説明をさせていただきます。

第1条は、新条例の施行期日について規定したものであり、平成26年7月1日となっております。ただし、第1号は平成26年10月1日から施行、第2号は平成27年1月1日から施行、第3号は平成27年4月1日から施行、第4号は平成28年1月1日から施行、第5号は平成28年4月1日から施行、第6号は平成29年1月1日から施行、第7号は子ども・子育て支援法の施行日の日となっております。

第2条は、改正後における町民税の経過措置の内容を定めており、第1項から第8項までのそれぞれの取り扱いについて規定したものでございます。

第3条は、改正後における固定資産税の経過措置の内容を定めたものであり、平成26年度以

後の年度分と平成25年度分までの取り扱いを規定したものでございます。

第4条は、軽自動車税の税率引き上げの適用区分と経過措置の内容を定めたもので、改正後の条例第82条軽自動車税の税率について、平成27年度以後と平成26年度分までの取り扱いを規定したものでございます。

第5条は、軽自動車税に係る経年車重課の適用区分を定めたもので、第1項は、改正後の条例附則第16条軽自動車税の税率の特例について、平成28年度以後の年度分の軽自動車について適用するものであり、第2項は、平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた四輪車等の軽自動車における経年車重課の取り扱いを定めたものでございます。

第6条は、既存車に係る軽自動車税の税率の引き上げの経過措置等を定めたもので、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた四輪車等の軽自動車、既存車については改正前の税率とする内容を定めたものでございます。

以上で、上里町税条例等の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔 11番 沓澤幸子君発言 〕

11番（沓澤幸子君） 11番の沓澤です。

それでは、何点か質問をさせていただきます。

今回の改正の大もとになっているのは、社会保障の安定的な財源を確保するためということで、法人税の税率が変わるということが大きな問題だと思えます。この説明とすれば、地域間の税源の偏在性を是正し財政力指数の縮小を図るということでありますので、当然、地方交付税の、東京都みたいに不交付団体は減る一方というのは納得できるわけなんですけれども、上里町のように交付されている団体については、町の減収分よりも、そのことによって交付される額が増えていかなければ是正されたことにはならないというふうに思うわけなんですけれども、先ほどの全員協議会におきまして、税務課長の説明でありますと、町の減収は約5,000万円が予想されるという説明でありました。となれば、配分される額とすれば、それを上回るということが確定されているのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

それと、もう一つの問題点としては、自動車税と軽自動車税関連なんですけれども、それと取得税との関係なんですけれども、これは消費税が今後どうなるか。8%でも本当に国民の生活を圧迫していますので、10%は何としても止めていきたいという思いもありますけれども、

一応国の方向とすれば、10%に消費税がなった場合には、この自動車取得税をゼロにしていくということであります。そうしますと、今まで町に県から来ていた部分がなくなってしまうわけですから、それを埋めるために、今度は個々の車を所有している人たちに税金を上げていく、軽自動車税を上げていくということになるんだと思いますけれども、いずれにしても、町にとっても減収が見込まれ、町民にとっては増税になるというふうに思うんですけれども、この取得税と自動車税との関係、普通自動車は5%から3%、軽自動車は3%から2%に引き下がることによる負担軽減と、この自動車税の増税とが、どこで接点していくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 沓澤議員の御質問の1点目について御説明をさせていただきます。

法人住民税の法人税割も他の町税と同様、地方交付税の算定上の基準財政収入額というものに算入をされているところでございます。したがって、今回の制度改正による税収の減に応じまして、理論上は基準財政収入額は減ることになります。したがって、その結果、普通交付税の交付額の増につながることになるわけでございます。ただし、普通交付税の算定に算入をする法人税割の額というものは、本町の課税状況を勘案しながらも、あくまでも普通交付税の算定の全般に言えることではあるんですが、理論値として算入をされております。したがって、具体的に影響額を試算するというのはちょっと困難でございました。したがって、先ほど法人税割が5,000万円減になるけれども、交付税というのはそれ以上に上里町に配分をされるのかということにつきましては、その法人税割の減収だけをもって比較をするというのは難しく、必ずしも交付税のほうが多くなるということが確定しているというわけではございません。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 2点目の軽自動車税と自動車取得税の関係について説明をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、自動車取得税につきましては、8%の段階で普通乗用車が5%から3%、軽自動車については3%から2%、また10%になった段階にはゼロになるということで現在決められております。10%の段階ではゼロになるんですけれども、この施行についてはこれから判断するというところでございます。

では、それに伴って軽自動車税、上里町の分の増収との関係でございますけれども、いわゆる軽自動車として我々が乗っている四輪につきましては、平成27年度以降新たに登録された車から増税という形になります。現在乗っている車についてはそのままということでございますので、車の更新ということを考えますと、おおむね10年ぐらいの間には更新が完了するのかなというふうに考えております。この10年の間で個人の人にとってみると1回なりあるいは2回なりの自動車取得税の減あるいはゼロになるという形で影響はありますけれども、そのときに買うときの税額については、軽自動車税が毎年増額になる、それから買うときの消費税そのものが上がるということを考えますと、個人の支払う税額とすると、増額に恐らくなるということになるんだろうと思います。

上里町の収入というふうに考えますと、軽自動車税の増収分は平成27年度において、平成26年の当初課税1万3,904台と同じままだとすれば、約430万円の増収、それが10年ぐらいの間に更新がかかっていくと、最終的には3,390万円ほどの増収になるだろうというふうに見込まれます。ただし、自動車取得税の交付金が上里町に入ってきておりますものが、最終的にはゼロになってしまいますので、こちらがおおむね5,000万ぐらいやはり影響がありますから、5,000万と3,390万ですから、千何百万かのやはり減収要因になるのかなというふうに思います。

しかし、こちら先ほどの総合政策課長の説明にもありましたように、交付税で見る収入そのものが下がりますので、交付税としてどのくらい入ってくるのか、それから地方消費税の配分でどのくらい入ってくるのかという部分もございますので、最終的に幾らになるかということとはなかなか計算ができないという事情がございます。ただ、自動車取得税と軽自動車税だけを見れば、町としては減収の傾向にあるという形になります。

以上でございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 議席番号11番、日本共産党の沓澤幸子です。

議案第32号 上里町税条例等の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の改正提案の一つである法人住民税法人税割の引き下げを行うという内容です。

都道府県分は5%から3.2%に、市町村分は12.3%から9.7%に、合わせて4.4%の引き下げとなるわけですが、この分を国税化して自治体間の格差を是正するという名目で、地方交付税

として地方に再配分するということになるわけですが、地方自治体の格差是正は、既存の交付税で行うべきであるというふうに考えます。今回の法人住民税法人税割の税率引き下げによって、町の減収分は約5,000万円とのことですが、先ほどの質疑でも明らかなように、交付税の還元額は未定であります。

さらに、改正提案の2つ目の原動機付自転車と二輪車及び四輪の軽自動車等についての税率を値上げするというこの内容ですが、町民や零細自営業者の営業を支えるバイクや軽自動車の増税は、庶民にとっては消費税の増税とともに大きな痛手になります。都道府県税である自動車取得税を自家用自動車は5%から3%に、営業用自動車及び軽自動車は3%から2%に引き下げられたわけですが、この間、消費税分は3%増税であります。さらに、今後消費税が10%になった場合には、この自動車取得税はゼロになるということでありましてけれども、普通乗用車でいけば5%が、消費税が10%になるということは現在から10%増ですので、合わせてゼロです。しかし、営業用自動車及び軽自動車は元々が3%でしたから、この消費税が10%になってゼロになったとしても、プラス2%の増税ということになるかと思えます。県から配分される自動車取得税の減少を穴埋めするために、自動車税を増税するということになるわけなんですけれども、これも小型車に対しての負担が重くなっています。

自動車取得税の収入をカバーされるかどうか、町の試算ですと、今後軽自動車税が上がったとしても3,820万円ほどの増収を見込んでいるということで、自動車取得税よりもマイナスになるであろうということでありました。町の税収面から見てもマイナスでありますし、特に暮らしに重要な軽自動車税の部分で、取得税についても2%、これはゼロになった場合なんですけれども、2%の増税が軽自動車のほうに重くなってくる、こういうことを考えますと、いずれにとっても庶民の負担増という大変な痛みになりますので、こうした重大な問題であり、とても賛成はできないということで反対としたいと思えます。

議長（植原育雄君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時41分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き討論を行います。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第32号 上里町税条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。



本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第33号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第2号）について

議長（植原育雄君） 日程第8、町長提出議案第33号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第33号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成26年度上里町一般会計補正予算（第2号）、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億5,799万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,138万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を説明いたします。

2ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、款15県支出金は、経営体育成支援事業補助金として6億4,271万6,000円の増額補正を行います。

款18繰入金は、財政調整基金からの繰り入れで1億9,915万1,000円を増額補正し、6億6,231万2,000円といたします。

款19繰越金は、前年度繰越金として1,612万5,000円を増額補正し、1億1,612万5,000円といたします。

以上、歳入補正額の合計は8億5,799万2,000円となります。

次に、歳出ですが、款2総務費は、埼玉県町村情報システム共同化委託料で、538万4,000円の増額補正を行います。

款3民生費は、保育園舎借り上げ料、上里東児童館修繕料で、1,396万1,000円の増額補正を行います。

款 5 農林水産業費は、経営体育成条件整備事業補助金、臨時職員賃金及び共済費で、8億2,758万7,000円の増額補正を行います。

款 6 商工費は、住宅改修等資金補助金で、100万円の増額補正を行います。

款 9 教育費は、上里中学校の営繕工事費と町民体育館にある植栽の剪定手数料で、1,006万の増額補正を行います。

歳出補正額の合計は、歳入補正額と同額の8億5,799万2,000円となります。

次に、債務負担行為の補正でございます。

3ページをお願いいたします。

追加する債務負担行為としては、中央・長幡保育園改築事業で、期間は平成26年度から平成29年度までといたします。

債務負担行為の限度額は1億1,950万円といたします。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細説明については担当課長から御説明申し上げます。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 片岡浩一君補足説明〕

議長（植原育雄君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 総合行政情報システム事業で、課長さんの説明によりますとマイナンバー制度の導入のためのシステム改修ということでありまして、このマイナンバー制度はまだ非常に外国なんかでも一度その情報が漏れてしまうと、もう收拾がつかなくなるという大変危険なことがあって、外国などでは見直しの方向などもあるようなんですけれども、これは導入しなければいけないという方針があるんでしょうか。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 町村情報システムの共同化委託料につきましては、現在県内18町村で進めている各自治体を持つ情報システムの共同化に係る事務を委託するものでございます。

今回は、マイナンバー制度の導入に伴いまして業務システムの改修が必要になったことによるものでございますが、番号制度対応のための開発スケジュールというものが共同化を委託されている業者から提示をされておりまして、18町村で一体となって進めていくものでございます。

国が示しておりますスケジュールでは、平成27年10月に付番通知、平成28年1月に番号利用の開始、平成29年7月に情報連携が開始ということのスケジュールで、国から示されております。

これに対応するため、今回既存のシステムの改修を行うことになっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、上里町におきましては既に埼玉県内の18町村の町村会クラウドに移行するということで、協定といたしますか結んでおりますので、その中の形でスケジュールとして示されたものに沿って対応していくと、そういったことでございます。

議長（植原育雄君） 11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 国はスケジュールを立てているわけですが、まだ国民の中には、マイナンバー制度を導入されることによる不安という声がたくさんあると思うんです。それで、業者さんがスケジュールに則ってということでありまして、改修を急ぐ必要があるのかどうか。どこまでにそうした移行できるようにしておきなさいという、そういう期限的なものが示されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 先ほども少し触れましたけれども、先ほど国のほうでスケジュールが示されておりまして、申し上げました27年度から順次番号制度の移行に向けたスケジュールになっているということでございますので、今回はクラウドに参加する、参加していないということはありませんけれども、そこに間に合うようにシステム改修を行っていくためには今年度に着手をしなければならないと、そういったことになっているところでございます。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありませんか。

5番、齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

5番（齊藤 崇君） 5番、齊藤です。

下から2番目の中学校管理運営事業で補正組まれていますが、先ほどの説明の中で、上里中学校の太陽光システム、大雪により配線がダメージを受けたという、この修繕費というふうに伺ったんですが、これは昨年の11月、引き渡しがあったと思うんですけれども、このときの契

約内容というか保証期間というか、その辺についてちょっとお尋ねしたいんですが、よろしく  
お願いします。

議長（植原育雄君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 谷木章二君発言〕

学校教育課長（谷木章二君） 上里中学校、昨年11月28日に完成をいたしまして、式典等  
を開かせていただいたものでございます。

基本的には竣工検査ということで、県の建築確認の竣工検査、町の竣工検査ということを受  
けておりまして、物的には引き渡しを町のほうにされております。

基本的に、未曾有の雪の被害ということで62センチという雪が降りまして、その関係で配管、  
配線類に一部支障が出たり、ということで工事の修繕が必要になったわけでございますので、  
その辺につきまして施工上のミス、あるいは建築側のミスがあれば、当然そのような形で相手  
方の問題点等が出てくるわけでございますけれども、その辺調べさせていただきましたけれど  
も、特に相手側の瑕疵による部分についてはなかったということでございますので、町での修  
繕という形で今回、予算要求させていただいたものでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

9番、納谷克俊議員。

〔9番 納谷克俊君発言〕

9番（納谷克俊君） ただいまの齊藤議員の関連なんですけれども、通常、民間等ですと保  
険対応ということがあるかと思うんですけれども、上里中の太陽光の配線の修理に関しては、  
その辺が何か該当するような保険等に入られているのかということが1点であります。

もう1点なんですけれども、商工業振興事業の住宅改修資金補助金ということで、通常9月  
ぐらいで補正が出るパターンが多いんですけれども、今年度は大雪があったので住宅等の破損  
が多くて、あわせてリフォームされる方が多いのかなと思うんですが、こちらに関してなん  
ですが、例えば、改修を行うに当たって、何らかの個人的に入っている火災保険等が適用され  
てお金がおりていますよと。リフォーム助成制度を使って町からも補助金が出ますという、その  
何て言うんですか、いわゆる保険対応になっているほかにも町から補助金が出ると。二  
重という言い方はおかしいですよ、表現おかしいかもしれませんが、そういったこととかの  
制限とか設けられているんでしょうか。

以上2点お伺いいたします。

議長（植原育雄君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 片岡浩一君発言〕

総合政策課長（片岡浩一君） 納谷議員の御質問の1点目について御説明いたします。

上里中学校の太陽光パネルにつきましては、歳入については町村会の保険料が見込まれるところでございますが、金額がわかりません。したがって、金額が確定次第、補正対応をしたいと考えておりますけれども、今回につきましては、そういった事情から全て一般財源ということで対応をする補正を提出したものでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 南雲定夫君発言〕

産業振興課長（南雲定夫君） リフォーム補助金と火災保険の関係なんですけれども、特に火災保険を受けているからということで制約はございません。

参考に、群馬県のほうの市町村、今回雪の被害の住宅改修の補助金制度ができたところなんかあるんですけれども、そういったところの状況見ても、火災保険を適用された方の制限はないということでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（植原育雄君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第33号 平成26年度上里町一般会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（植原育雄君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後0時5分散会